（源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等）

第三十一条　源泉徴収に係る復興特別所得税（附帯税を除く。次項において同じ。）の課税標準の端数計算については、国税通則法第百十八条の規定は、適用しない。

2　源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税額である所得税（附帯税を除く。）の確定金額の端数計算については、国税通則法第百十九条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によって行い、当該合計額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　第二十四条第三項から第七項までの規定は源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税の還付金等、附帯税等又は還付加算金の計算について、第二十五条の規定は還付金等又は還付加算金を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合について、それぞれ準用する。

第五節　雑則

（当該職員の質問検査権等）

第三十二条　国税通則法第七十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十二第一項の規定は、復興特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2　国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による復興特別所得税に関する質問、検査若しくは提示若しくは提出の要求をする場合又は同法第七十四条の十二第一項の諮問をする場合について準用する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条　復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所得税法	第四十五条第一項第二号	所得税（の規定	所得税及び復興特別所得税（（これらの規定を東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第六項（申告による納付等）において準用する場合を含む。）の規定
		所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
	第四十五条第一項第三号	所得税	所得税及び復興特別所得税
	第九十五条第二項	の控除限度額と	の控除限度額及び復興特別所得税控除限度額として政令で定める金額と
	第百五十三条	）又は	）若しくは
		掲げる金額につき	掲げる金額又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第八号（定義）に規定する復興特別所得税申告書に記載すべき同法第十七条第一項第一号から第六号まで（課税標準及び税額の申告）に掲げる金額につき

第百七十六条第三項	所得税（	）の額	所得税及び復興特別所得税（	）の額の合計額
	所得税の額		所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
第百七十六条第四項	所得税の額		所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
第百八十条の二第三項	所得税（	）の額	所得税及び復興特別所得税（	）の額の合計額
	所得税の額		所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
第百八十条の二第四項	所得税の額		所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
租税特別措置法 第四十条第三項	所得税		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	
第四十条第四項	及び		並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた	
	所得税（当該所得税を		所得税及び復興特別所得税（これらの税	
	当該所得税を		これらの税を	
	の額		の額及び復興特別所得税の額	
第四十条第十三項	場合		場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第六項において準用する場合	
第九十三条第一項第一号	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）			
第三条第二項	第百八十三条		第百八十三条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条において「特別措置法」という。）第二十八条第一項	
第三条第三項	同条		これら	
	第二百三条の二		第二百三条の二及び特別措置法第二十八条第一項	
	同条		これら	